

## パレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦を求める決議

イスラム組織ハマスとイスラエルによる戦闘が始まり1年を迎えようとしている。双方の応酬は、パレスチナ自治区において、人命を深刻な危機的状況にさらすとともに、市街地に甚大な被害をもたらしており、ガザ地区ではすでに4万人を超える民間人が犠牲となり、多くの女性と子供たちも犠牲となっていることが報じられている。

国連安全保障理事会では、昨年12月の「停戦決議」に153か国が賛成。本年6月にも、米国が公表したイスラエルとイスラム組織ハマスとのパレスチナ自治区ガザにおける停戦案を支持する決議を採択し、ともに日本は賛成した。

国際人道法及び国際人権法によれば、無差別攻撃は禁止されており、子どもや医療従事者を保護するための特別な規定も存在していることから、この戦闘の継続は国際法に違反するものである。

本町は、核兵器の廃絶や真の恒久平和の確立に向け、未来を担う子どもたちを主体に戦争の悲惨さと平和の尊さを広く啓発することを目的とし、平成7年に「愛川平和の町宣言」を制定しており、世界の恒久平和は町民の共通の願いである。

よって、本町議会はパレスチナ自治区ガザ地区における即時停戦を強く求める。  
以上、決議する。

令和6年9月25日

愛川町議会